

令和 7 年度（秋期） 奈良中心市街地 パーク&バスライド運営業務委託 特記仕様書

1. 目的

本業務は、奈良中心市街地において道路の混雑が想定される観光シーズンに、奈良公園周辺へのマイカー流入抑制を目的にパーク&バスライドを運営すると共に、その効果を検証するための各種調査を実施する。また、集計した調査結果のデータ分析を行う。

2. 業務対象箇所

奈良市二条大路南 1 丁目 他

3. 業務履行期間

契約締結日～令和 8 年 1 月 30 日

4. 業務内容

(1) 計画準備

業務目的を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、土木設計業務共通仕様書（令和 2 年 10 月奈良県県土マネジメント部）（以下、「共通仕様書」という。）第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成する。また、各種調査の前に現地確認を行う。

（参照資料）

・奈良中心市街地公共交通活性化協議会資料（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）

(2) 駐車場運営

①駐車場誘導案内

国道 24 号高架下駐車場にて、交通誘導警備員及び案内誘導員を配置し、適切な誘導案内を行う。誘導員は適宜休憩を取り、実働時間は 9 時間とする。また、駐車場内にテーブルおよび椅子を設置し、バス往復券配布場所を設けること。なお、設置場所の詳細は、発注者と協議の上決定することとする。

運営日	令和 7 年 10 月 18 日～11 月 16 日の土日祝日（11 日間）
運営時間	8:00～18:00（休憩時間 1 時間を含む）
誘導員	・交通誘導警備員 B（3 人程度/日） ・案内誘導員（1）（4 人程度/日） ・案内誘導員（2）（4 人程度/日）

■交通誘導警備員 B

「警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置する。なお、業務の実行程等による警備員の増減は、設計変更協議の対象としな

いものとする。ただし、発注者や所轄警察署との協議結果等により、警備員編成が変更となる場合は、設計変更協議の対象とする。

■案内誘導員（1）

駐車場内に設けた バス往復券配布場所で、駐車場利用者のうちバス利用者に対して、路線バス（28 系統および 163 系統）と P&R シャトルバスで利用できるバス往復券（乗車券 2 枚）を乗車人数分配布する。往復券は大人・子供で別仕様なので、配布時には注意すること。なお、バス往復券は、発注者より支給するので、適切に管理すること。

配布時には、バス往復券の利用方法に関するチラシ等を活用し、バス往復券の利用方法や注意事項等を説明すること。なお、チラシ等のデータは発注者から支給する。

1 時間毎のバス往復券配布枚数を記録し、Excel に入力し報告すること。なお、配布枚数の速報を発注者に毎日報告すること。

■案内誘導員（2）

駐車場で車の誘導を行うとともに、奈良公園までのバスに関するチラシを配布し、上記のバス往復券や最寄りのバス停の案内等を行う。必要に応じて、奈良公園周辺マップ等の観光案内パンフレットを利用者に配布し、観光案内等も行う。

閉場時間以降の停め置き車両に対応するため、駐車場利用者と連絡を取れるようにすること。

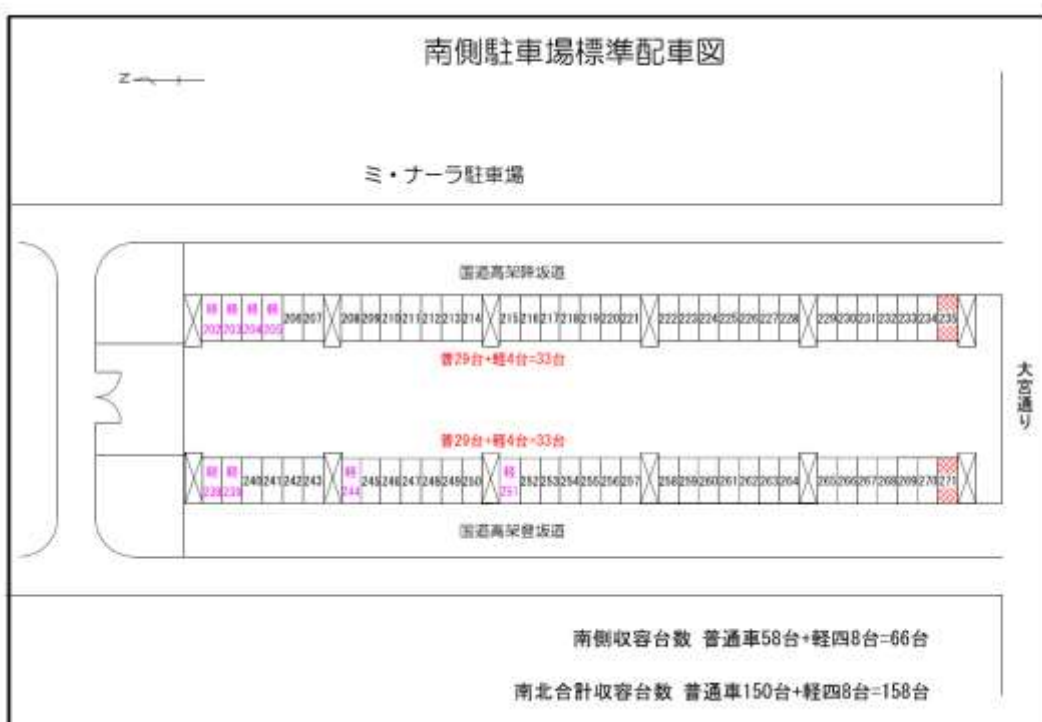
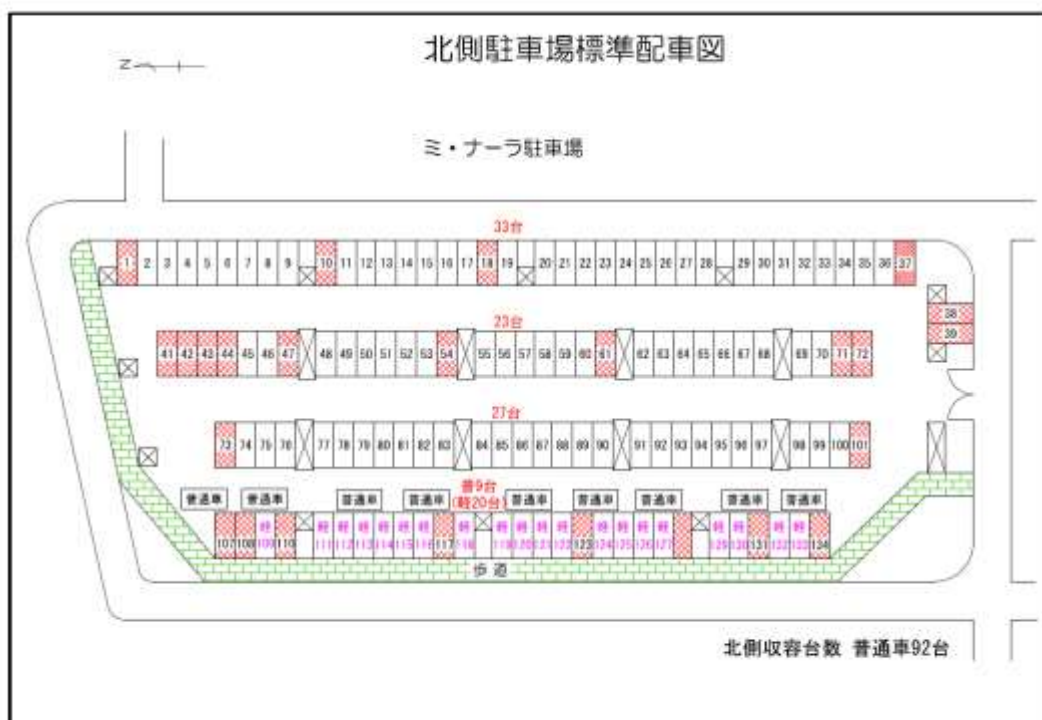
また、8 時～15 時において、パーク&バスライド駐車場の満空情報およびおおよその占有率、発注者が指定する X アカウントを用いて 15 分間隔で投稿すること。投稿時の原稿は参考図 3 を想定しており、詳細は協議により決定するものとする。なお、投稿の対象は、業務期間内に発注者が開設する全てのパーク&バスライド駐車場とする（国道 24 号高架下駐車場、奈良市役所駐車場、奈良県コンベンションセンター駐車場、奈良市営 JR 奈良駅駐車場を想定）。投稿にあたっては、各駐車場の誘導員等と連絡を取り合い、正確な情報の発信に努めること。

また、利用者の出庫時には、大阪方面への帰宅経路について、16 時～18 時において大宮通りの大阪方面への西行きが非常に混雑するため、三条大路 2 丁目交差点を右折し、三条通りを通り、菅原東交差点を経由するよう案内を行うこと。

（参考図 1）



(参考図 2)



(参考図 3)



②引換券配布

奈良公園方面へのマイカー流入抑制及び P&R 駐車場利用の平準化を図るため、奈良県コンベンションセンター駐車場及び奈良市営 JR 奈良駅駐車場の利用者に対し、バス 1 日乗車券「奈良公園・西ノ京世界遺産 1-Day Pass」を配布する「P&R キャンペーン」を実施する。各駐車場の入口において、駐車場利用者に対して「P&R キャンペーン引換券」を配布すること。配布時は、観光利用かどうかを確認した上で配布すること。なお、引換券は発注者より支給する。

配布終了時刻（14 時）になってもすぐには撤収せず、当日分の配布が終了したことを駐車場利用者に伝えること。また、配布終了時刻までに配布上限まで達した場合は、14 時までの間、当日分の配布が終了したことを駐車場利用者に伝えること。

撤収時には、当日分の配布が終了した旨の張り紙を所定の位置に設置すること。なお、貼り紙は発注者から支給する。

実施日	令和 7 年 10 月 25 日～11 月 9 日の土日祝日（7 日間）
実施時間	9:00～14:00
実施場所	・奈良県コンベンションセンター駐車場（2 人/日） ・奈良市営 JR 奈良駅駐車場（2 人/日）
配布枚数	・奈良県コンベンションセンター駐車場：最大 97 枚/日 ・奈良市営 JR 奈良駅駐車場：最大 200 枚/日

③プラカード誘導

上記②で実施する「P&R キャンペーン」の周知、及び県庁東交差点の通過交通の国道 24 号への迂回誘導するため、プラカード誘導員を下表のとおり配置し、交通安全上問題のない範囲で車両からの視認性を高めるため歩道上の車道側で走行車両に対して誘導を行う。また、分岐部において

誘導する場合は、車両が進路変更するために必要な距離を考慮し、誘導員の配置箇所を検討すること。

なお、プラカードは発注者より支給する。

実施日	令和 7 年 10 月 25 日～11 月 9 日の土日祝 (7 日間)	令和 7 年 11 月 1 日～3 日 (3 日間)
実施内容	P&R キャンペーン誘導	迂回誘導
実施時間	9:00～14:00 (5 時間) ※	9:00～16:00 (7 時間)
配置人数	4 人/日	1 人/日
配置場所	・大宮町 2 丁目交差点付近 ・市営 JR 奈良駅駐車場入口付近 ・三条大路 1 丁目交差点付近 ・奈良県コンベンションセンター駐車場入口付近	大谷交差点付近

※P&R キャンペーン誘導の終了時間は原則 14 時とするが、14 時までに配布枚数が上限に達した場合には速やかに撤収すること。

(3) 駐車場調査

①パーク＆ライド駐車場利用台数カウント調査

国道 24 号高架下駐車場で、10 分間隔の駐車場入庫台数・駐車待ち台数を調査し、調査結果を Excel に入力し、報告する。

なお、速報を発注者及び奈良県警察本部交通管制センターに毎日報告する。

調査日	令和 7 年 10 月 18 日～11 月 16 日の土日祝日 (11 日間)
調査時間	8:00～18:00
調査場所	国道 24 号高架下駐車場
目標サンプル数	全数
集計期限	令和 7 年 12 月上旬
参考	・平均 120 台程度/日の利用を想定 ・調査員 2 人/日程度を想定

②パーク＆ライド駐車場利用者ヒアリング調査

パーク＆ライド駐車場（国道 24 号高架下駐車場および奈良市役所駐車場）の利用者に対してヒアリング調査を実施し、回収した調査票の内容を指定する様式（Excel）にデータ入力を行い、データに誤りがないか確認する。なお、調査票のデータは発注者より支給するので、必要部数印刷し調査すること（A3 片面モノクロ(1 枚/票、選択項目 25 問程度 + 自由記述 1 問程度/票)）。調査票のデータの提供は 4 月中旬以降を予定している。

調査実施時は、「ヒアリング調査中」と掲げた腕章またはベストを着用し、以下に留意すること。

- ・団体客と判断出来る場合は、代表者のみに調査する
- ・年代・性別に偏りがないよう調査する

調査日	令和 7 年 11 月 1 日～3 日（3 日間）
調査時間	12:00～18:00
調査場所	国道 24 号高架下駐車場、奈良市役所駐車場
目標サンプル数	300 票/期(数量が 3 割を下回る場合は、設計変更協議の対象とする。)
集計期限	令和 7 年 12 月上旬
参考	・平均 120 台程度/日の利用を想定 ・調査員は 2 人/日程度を想定 ・自由記述のデータ入力、目標サンプル数の約 1 割（30 票）を想定（自由記述のデータ入力の増減については、設計変更の対象としない。）

(4) データ分析

（3）で実施した調査結果を用いて、ぐるとバスの見直しがパーク&ライド駐車場の利用に与える影響や、パーク&ライド駐車場の利用者の不満理由、登大路駐車場利用者のパーク&ライド駐車場の認知状況等を分析し、パーク&ライド駐車場の利用促進を図るための改善策を提案すること。

(5) 打合せ協議

本業務における発注者との打ち合わせ協議は、以下のとおりとする。

業務着手時 1 回、中間時 1 回、成果品納品時 1 回 計 3 回

(6) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。提出する成果品と数量は次のとおりとするが、「要領」で特に記載のない項目については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

- ・報告書（A4 版ファイル綴じ・図面は A3 折り込み）：1 部
- ・CD-R に納めた電子データ：2 部（※電子納品のデータ形式等は、発注者と協議すること）
- ・その他、発注者が指示するもの

5. その他

- (1) 業務を実施するにあたり、作業班の内 1 人は必ず発注者が交付する身分証明書を携帯するものとする。
- (2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める様式に基づき、発注者が交付するものとする。

- (4) 身分証明書の交付対象者は原則として、調査箇所毎に 1 名以上とする。
また、作業班の編成などに関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- (5) 受注者は業務が完了した場合または、契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- (6) 調査にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないように配慮するとともに、交通に支障をきたさないよう行うものとする。また、交通の安全には万全を期すこととし、交通安全対策について業務計画書に具体的に記述するものとする。
- (7) 調査に関する諸手続(警察への道路使用許可申請・国土交通省、市町村への調査実施する旨の事前連絡、郵便局への料金後納の申請等)は、受注者において行うものとする。
- (8) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上決定するものとする。
- (9) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- (10) 管理技術者及び照査技術者は、技術士又はこれと同等の能力を有する技術者（建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者に限る。）あるいは RCCM の資格保有者とする。管理技術者及び照査技術者の部門指定については、技術士「総合技術監理部門－（建設）」もしくは「建設部門」の選択科目「道路」又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは RCCM の技術部門「道路」の資格保有技術者とする。